五　特定養殖業に属する養殖業の種類に係る漁獲・特定養殖共済の共済契約にあつては、当該共済責任期間の開始日前の当該被共済資格者に係る前条第三号に掲げる期間の当該被共済資格者の営む当該養殖業の養殖に係る年ごとの養殖単位当たりの生産金額のうち最高のもの及び最低のものを除いたもの（当該期間のうちに非操業年又は異常操業年があるときは、これらを除いた期間の養殖に係る年ごとの養殖単位当たりの生産金額）を総和平均し、これに当該共済責任期間の開始時における養殖単位の数量を乗じて算出すること。

六　二以上の漁業の種類を一括して対象とする共済契約にあつては、次に掲げる金額を合計して算出すること。

イ　当該共済責任期間の開始日前の当該被共済資格者に係る前条第四号に掲げる期間の当該被共済資格者の営む全ての当該漁業（特定養殖業に属する養殖業の種類の養殖業を除く。）の操業に係る年ごとの生産金額（当該漁業に含まれる漁業の種類の漁業に応じて第一号から第四号までにそれぞれ規定する年ごとの生産金額をいう。以下この号において同じ。）を合計したもののうち最高のもの及び最低のものを除いたもの（当該期間のうちに前条第一号若しくは第三号に規定する非操業年若しくは異常操業年又は前条第二号に規定する同位置定置漁業の操業が行われなかつた年があるときは、これらを除いた期間の当該被共済資格者の営む全ての当該漁業の操業に係る年ごとの生産金額を合計したもの）を総和平均して算出した金額

ロ　当該共済責任期間の開始日前の当該被共済資格者に係る前条第四号に掲げる期間の当該被共済資格者の営む当該漁業のうち特定養殖業に属する養殖業の種類の養殖業ごとに第五号に規定する方法により算出した金額。この場合において、第五号中「前条第三号に掲げる期間」とあるのは、「前条第四号に掲げる期間」とする。

七　二以上の漁業の種類を一括して対象とする共済契約（特定養殖業に属する養殖業の種類の養殖業を含むものに限る。）にあつて、当該共済責任期間の開始日前の当該被共済資格者に係る前条第四号に掲げる期間（当該期間のうちに非操業年又は異常操業年があるときは、これらを除いた期間）の当該被共済資格者の営む当該漁業のうち特定養殖業に属する養殖業の種類の養殖業に係る年ごとの養殖単位の数量が当該共済責任期間の開始時における当該養殖業に係る養殖単位の数量とおおむね同一である場合は、前号の規定にかかわらず、前号イの規定の例により算出することができる。

2　農林水産大臣が指定する漁業の種類についての前項の金額の算出方法は、前項の規定に基づき当該漁業の種類に係る金額の算出を行つた上で、さらに当該漁業の種類の目的とする水産動植物の価格の動向その他の事情を勘案して農林水産大臣が定める割合を乗じて算出するものとする。

3　第一項第五号から七号までの養殖単位は、のり等養殖業にあつては網ひびの柵単位、わかめ養殖業及びこんぶ養殖業にあつては幹縄単位、真珠母貝養殖業、ほたて貝等養殖業、うに養殖業及びほや養殖業にあつてはいかだ又は幹縄単位、特定かき養殖業にあつてはいかだ、幹縄又はくい打ち式養殖施設単位、くるまえび養殖業にあつては養殖池単位とする。

（共済限度額の算定に用いる割合）

第五十二条　法第百十一条第一項の農林水産省令で定める割合は、次の各号に掲げる共済契約の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一　二以上の漁業の種類を一括して対象とする共済契約　対象漁業（法第百十一条第一項の対象漁業をいう。以下同じ。）のうち生産金額が最大となる漁業の種類の漁業（以下「主たる漁業」という。）の生産金額が全ての対象漁業の生産金額の合計額に三分の二を乗じて得た額以

（新設）

（新設）

（新設）

（共済限度額の算定に用いる割合）

第五十二条　法第百十一条第一項の農林水産省令で定める割合は、別表第三の上欄に掲げる漁業の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる割合（第五十四条の六に規定する種類の漁業にあつては、当該種類の漁業の属する漁業の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる割合から百分の五を差し引いて得た割合）とする。

（新設）